

**銀年**

銀座でわかる年座

# 情報(第 114 号)



**令和3年2月19日**

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

岩国市錦町山間部：冷えると毎年大きな氷柱が見れます

## 令和 2 年の年金制度改正その 3



### 1 65歳以降の年金受給

年金制度上、65 歳未満は基本的に就労期間とし、65 歳以降は年金生活の期間と位置付けられています。

厚生年金保険では、60 歳以降、厚生年金保険の被保険者として老齢厚生年金の受給をされる方を在職老齢年金又は単に在職者と呼んでいます。

そこで、大枠として、①65 歳未満の在職老齢年金は、賃金＋老齢厚生年金額が 28 万円を上回るときは年金を一部又は全額停止することにし、②65 歳以上では、賃金＋老齢厚生年金額が 47 万円を上回るときは、年金を一部又は全額停止することになっています（①につき本誌 112 号参照）。

①の在職者は、55.9%の方が一部又は全額停止となっていて、②の在職者になると、一部又は全額停止となっているのは 16.5%で、28 万円が 47 万円になることで、多くの方が全額受給できるようになります。

### 2 老齢厚生年金額の計算方法

老齢厚生年金は、所得比例の年金と呼ばれることがよくあります。その性質を有すると同時に、制度への貢献度が年金額にも影響を及ぼします。老齢厚生年金額の計算方法は、次のとおりで、標準報酬が高いこと（1 か月あたり納付保険料が多いこと）、長期間保険料を納付いただいたことを考慮するわけです。

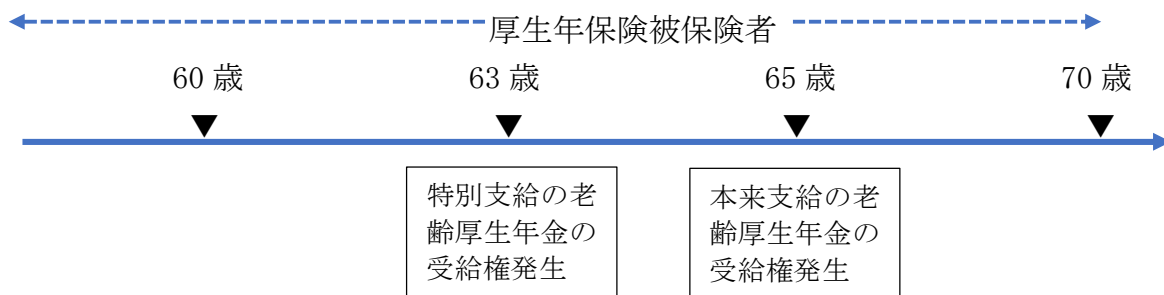
つまり、高い標準報酬と長期間加入が高い年金受給に繋がるわけです。

#### 【基本的な老齢厚生年金額の計算方法】

$$\text{平均標準報酬} \times (\text{生年月日に応じた率}) \times \text{被保険者月数} = \text{老齢厚生年金額}$$

### 3 増加する老齢厚生年金額

老齢基礎年金の受給資格を有する方で、1 年以上の厚生年保険の被保険者期間を有し、昭 32. 4. 2 生まれ～昭 33. 1. 1 生まれの方は、63 歳から老齢厚生年金の受給権が発生します。



63 歳時の特別支給の老齢厚生年金額は、その受給権発生時の前月までの被保険者月数で計算されます。その後も働き続けた結果、65 歳時の老齢厚生年金額は 65 歳前までの被保険者月数で年金額を計算しますので、24 か月分の年金額が増加することになります。



更に働き続けると、70 歳まで厚生年保険に加入することになりますから、70 歳までの 60 か月分、年金額が増加することになります。

付記すると、健康保険にも同時加入するので、両制度において企業が保険料を半額負担した上で保障があることになり、働くことの恩典があります。

#### 4 毎年改定の導入(令 4.10～)

前項のとおり、70 歳まで働けば年々被保険者期間(月数)が増加していくわけですが、それが年金額に影響するのは 70 歳時となります(途中で退職すればその時点で年金額を改定)。

令和 2 年の改正では、毎年 9 月 1 日を基準日として、基準月前の被保険者期間を基礎にして、基準月の翌月(10 月)から老齢厚生年金額が改定されます。

つまり、70 歳を待たずに毎年、年金額が増加していくことになるのです。本来は、1 か月増加するごとに改定する理屈ですが、それをするとな事務負担がとてつもなく増加する一方、効果は大きくはないので、妥当なところです。

#### 5 よくある誤解

厚生年保険の被保険者期間が 480 月(40 年)、540 月(45 年)という方も珍しくありません。老齢厚生年金は、長年血と汗で稼ぎ出した結果であるともいえ、誠に素晴らしいことです。

そうしたことから、長年掛けてきたので(企業が半分負担していることも評価ください)、「もらわんと損だ!!」との感情を有することになります。老齢厚生年金は、受給「権」で、福祉とは異なり、当然の意識ではあります。

しかし、この考えが行き過ぎるといけません。1 の①及び②の基準から老齢厚生年金を全額受給するために、わざわざ就業調整をする方が出てきます。具体的には、厚生年保険へ加入しなくてよいように、週 30 時間未満しか働かない、自己の能力を殺してわざわざ短時間勤務するなどです。

たしかにこうすると、老齢厚生年金を全額受給できることになります。就業意欲を下げないように、老齢厚生年金の全額支給よりも、賃金+老齢厚生年金額(一部又は全額停止)の方が高くなるように設計しています。したがって、65 歳未満、65 歳以上のいずれも老齢厚生年金額が一部又は全額停止となることは、生活水準が高いことになり、みすみす生活水準を下げてしまっている方がいらっしゃるのです。

公的年金は、世代と世代の支え合いの構造であり、掛けたものは何が何でも貰わないといけないとの考え方は、適切ではありません。

当法人では年金研修の講師を受託しております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>